

島交規甲第628号
島交指甲第821号
平成29年12月20日

関係所属長 殿

保存期間	5年
------	----

島根県警察本部長

一般道路における交通事故抑止に資する総合的な速度管理の推進について（通達）

一般道路における最高速度規制の点検・見直しを始めとする総合的な速度管理については、これまで、交通事故抑止に資する交通指導取締り・最高速度規制等の更なる推進について（平成26年5月19日島交企甲第1328号等本部長通達。以下「平成26年通達」という。）により、計画的かつ集中的に実施してきたところであるが、今年度以降においては、平成26年通達の趣旨を踏まえつつ、下記により取り組むこととしたので、一般道路における交通事故抑止に資する総合的な速度管理の推進に努められたい。

記

1 基本的な考え方

交通事故の抑止、被害軽減等を図るには、適切な最高速度規制を実施し、これを遵守させるという総合的な速度管理が重要であるところ、そのためには、各警察署、高速隊において、各路線の交通実態を的確に把握・分析しながら、最高速度規制や速度違反取締り、道路交通環境の改善等の手段を適切に組み合わせ、総合的な速度管理を推進することが重要である。

このうち最高速度規制については、平成26年通達に基づく点検・見直しにより、全国的に、点検対象とされた路線のほぼ全てで規制速度と実勢速度の乖離状況が改善し、かつ、規制速度が引き上げられた路線についても実勢速度の上昇や交通事故の増加傾向が見られなかったところである。

今回の点検においては、原則として全ての一般国道及び主要地方道を重点的な点検の対象とすることにより、一層合理的な最高速度規制の点検・見直しに努めることとする。

また、規制速度と実勢速度の乖離が見られる路線において重点的に速度抑制対策を実施するなど、各路線において総合的な速度管理を実施することとする。

2 最高速度規制の点検・見直し

現場の交通実態に適合しない最高速度規制を放置することは、交通の安全の確保等の目的にそぐわないだけでなく、交通規制に対する県民の信頼を損ない

かねないものであることから、これらの規制を是正することは非常に重要であり、今年度からの最高速度規制の点検・見直しについては、次により実施することとする。

(1) 点検対象区間

次のいずれかに該当する区間を点検対象区間とする。

なお、点検対象とする区間は必要最低限のものであることから、その他の路線・区間についても実勢速度や交通事故発生状況、道路構造、沿道環境等の現場状況や標識BOXを通じて把握された国民の意見等を勘案し、積極的に点検対象区間に追加すること。

ア 一般国道又は主要地方道の規制速度が40km/h又は50km/hである区間のうち、実勢速度が規制速度を10km/h以上上回っている区間（平成21年以降の3回の点検・見直しにおいて点検対象区間とされたものを除く。）

イ 平成21年以降の3回の最高速度規制の点検の取組において、警察として規制速度の引上げの可能性を積極的に検討していたが、住民等の理解が得られなかった等の理由により規制速度が現状維持とされた区間

ウ ア又はイ以外の区間のうち、各警察署において点検の必要性を認めた区間

(2) 実施要領

次の要領により、点検・見直しを行うこと。

ア 点検対象区間の現状の規制速度と「『交通規制基準』の改正について」（平成29年5月2日島交規甲発第227号本部長通達。以下「交通規制基準」という。）第33最高速度（区域、自動車専用道路及び高速自動車国道を除く。）により設定される基準速度（以下単に「基準速度」という。）とが異なる場合には、基準速度の補正要因について合理性の検証を行い、現状においては合理性が認められない状況となっている場合及びイの措置を実施することにより補正が不要となると認められる場合には、基準速度を規制速度とする見直し（規制速度の変更）を行うこと。

イ アの補正要因についての合理性の検証に当たっては、基準速度を最大限に尊重しつつ、交通事故発生状況、道路構造、沿道環境等の現場状況を勘案することとなるが、道路管理者等と連携した法定外表示等の整備や道路改良、道路標識等の交通安全施設の整備、道路標示の補修等の措置を実施することにより補正が不要となる余地がないかも含めて、警察本部交通規制課の専門的知見を活用して、警察本部が主体となって組織的に検討することとする。

ウ アの補正要因についての合理性の検証において基準速度を下方補正する理由に合理性が認められ、規制速度を現状維持とすることとした路線について、規制速度と実勢速度との乖離が見られる場合には、3により実効的な速度抑制対策を実施すること。

エ 規制速度の変更を行ったか否かにかかわらず、アの補正要因についての

合理性の検証を始めとした点検・見直しが完了してからおおむね1年経過後に、実勢速度や事故発生件数の変化等について事後検証を行うこと。

(3) 実施期間

平成29年度末までに点検対象区間を抽出し、平成32年度末までに全ての点検対象区間の点検及び点検結果に基づき必要となった見直しを完了するように実施すること。

(4) 留意事項

ア 本取組による規制速度の引上げ後に交通事故発生件数が有意に増加した場合には、交通事故の増加要因について分析を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて規制速度の引下げも含めて必要な措置をとることを検討すること。

イ 本取組を含めこれまで点検・見直しを行った路線であっても、道路交通環境の変化等の結果として、現場の交通実態に適合しない最高速度規制とならないよう、恒常的に実勢速度や交通事故発生状況等の把握を行い、必要な場合には最高速度規制又は速度抑制対策の見直しを行うこと。

ウ 交通規制基準第33最高速度（区域、自動車専用道路及び高速自動車国道を除く。）のとおり、基準速度からの現場状況に応じた補正は、原則として基準速度から±10キロメートル毎時の範囲で規制速度を決定することとされていることから、規制速度と基準速度との間に10km/hを超える乖離があった場合には、原則として規制速度を変更すること。

(5) その他

生活道路における最高速度規制については、引き続き、生活道路が集積している区域においては「ゾーン30の推進について」（平成23年10月31日島交規甲第837号本部長通達。）に基づくゾーン対策（以下「ゾーン30」という。）による対策が実施できないかを検討し、「ゾーン30」により対策することのできない場所においても、生活道路や通学路における交通安全対策については、それぞれの地域の実情を踏まえた上で、実効が上がるよう関係行政機関・団体との連携に努めること。

3 その他の速度抑制対策の推進

実効的な速度抑制対策を実施するため、過去に最高速度規制の見直しを行ったか否かにかかわらず、2に示す最高速度規制の点検・見直しだけに頼ることなく、各路線の状況に応じ、次の対策を重点的に実施すること。

(1) 道路交通環境の改善

ア 補助標識「規制理由」の設置

運転者が視覚から得られる情報のみでは判断できない理由に基づき規制速度を基準速度から下方補正している場合等は、原則として、当該下方補正が行われている理由（以下「規制理由」という。）を最高速度規制の道路標識に補助標識「規制理由（510の2）」として附置すること。

イ 道路管理者と連携した法定外表示等の設置等

道路管理者に対して、減速マーク・文字、薄層舗装等の減速を促す法定外表示等の整備、抜け道として利用されている生活道路等におけるハンプ等の物理的デバイスの設置等の必要な道路改良を行うよう要請すること。

(2) 速度管理に関する広報の実施

規制速度の趣旨や速度管理の必要性について、各路線に設置した立て看板、ホームページ等により、具体的で分かりやすい広報啓発を行うこと。

(3) 最高速度違反取締りの強化

交通事故実態等を勘案し、必要性が認められる場合には、取締重点路線への指定を行い、取締りの強化を図ること。

4 実勢速度の計測方法

実勢速度（85パーセントイル速度）の計測方法としては、原則として次の方法によること。

○ レーダー等の計測機器を用いての計測

○ パトカーや白バイ等で路線を走行することでの確認

ただし、いずれの方法で計測を行う場合においても、最低でも20台分の車両の速度の計測又は確認を行い、85パーセントイル速度を算出すること。また、計測箇所については、信号や渋滞等により走行車両の自由な流れが影響されることがなく、当該区間において最も走行速度が高くなると考えられる箇所とすること。また、事後検証時の実勢速度の計測にあたっては、計測地点、曜日及び時間帯が当初計測時と同じ条件にすること。

5 報告要領

(1) 点検・見直し対象区間

点検・見直し対象区間については、平成30年3月2日（金）までに、「点検対象区間一覧表」（様式1）、「実勢速度調査表」（様式2）及び「実勢速度算出表」（様式3）により交通部交通規制課に報告すること。

なお、実勢速度の計測にあたっては、「実勢速度調査メモ」（様式4）に記録して保管しておくこと。

(2) 点検・見直し実施状況

来年度以降は、点検・見直しの実施状況を各年度末に報告を求めることとするが、平成30年度以降の各年度における点検・見直し状況の報告については別途指示する。

様式 〔略〕